

パブリックフューチャーズ株式会社

ディスクロージャー資料

2008年版

[はじめに]

本書は、平成20年3月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

[主な記載項目について]

1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
「財務の概要」	平成20年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「主要株主名」	所有株式数の多い主要株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員 の 状況」	当社の役員 の 氏名、主要略歴等を記載しています。
「従業員 の 状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業 の 特色等について記載しています。
「当社及び当業界を 取巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	当社の平成19年度における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純 資 産 額}(*)}{\text{リ ス ク 額}(*)} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という。)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という。)とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生じる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純 資 産 額 (*)}}{\text{資 本 金}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{資 本 金 額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額}(*)} \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負 債 合 計 額}}{\text{純 資 産 額}(*)} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく同施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流 動 資 産 額}}{\text{流 動 負 債 額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

会社名 パブリックフューチャーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉本 日出男
所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目6番9号
電話番号 03-3665-3461 (代表)

注記 商号を平成20年1月15日付にて変更しております。
(旧商号 フィリップフューチャーズ株式会社)

② 会社の沿革

年	月	概	要
昭和30年	4月	商品先物取引の受託業務を目的としてマルモト株式会社を大阪市西区立売堀北通二丁目27番地に創業。資本金4,000万円	
昭和30年	5月	関西商品取引所会員加入	
昭和46年	1月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物市場の取引員の許可を受ける	
昭和57年	2月	東京金取引所会員加入	
昭和59年	9月	東京穀物商品取引所会員加入	
昭和59年	11月	本社を大阪市西区阿波座一丁目13番16号へ移転	
昭和60年	6月	農林水産大臣より東京穀物商品取引所農産物市場の取引員の許可を受ける	
昭和60年	9月	東京支店開設	
平成14年	8月	経済産業大臣より東京工業品取引所石油市場の取引員の許可を受ける	
平成14年	12月	資本金を5億円に増資	
平成15年	1月	本社を東京都中央区日本橋本町三丁目8番3号へ移転 大阪支店を大阪市中央区南船場二丁目5番12号へ開設 東京支店閉鎖	
平成15年	5月	商号を「クレボ株式会社」に変更	
平成15年	5月	経済産業大臣より大阪商品取引所ゴム指数市場の取引員の許可を受ける	
平成15年	7月	経済産業大臣より関西商品取引所飼料指数市場の取引員の許可を受ける	
平成16年	1月	経済産業大臣より中部商品取引所石油市場の取引員の許可を受ける	
平成16年	3月	名古屋支店を名古屋市中村区名駅四丁目10番25号へ開設	
平成16年	7月	資本金を7億5,000万円に増資	
平成17年	5月	経済産業大臣より東京工業品取引所貴金属市場の取引員の許可を受ける	
平成17年	12月	大阪商品取引所、ゴム指数市場の会員を脱退する	
平成18年	1月	関西商品取引所、農産物、飼料指数市場の会員を脱退する	

年 月	概 要
平成18年 4月	名古屋支店廃止
平成18年 9月	資本金を9億5,000万円に増資
平成18年10月	商号を「フィリップフューチャーズ株式会社」に変更
平成18年11月	資本金を10億7,500万円に増資
平成18年11月	東京工業品取引所ゴム市場受託会員に加入
平成19年 3月	中部大阪商品取引所、石油市場の会員を脱退する
平成19年 3月	東京穀物商品取引所、農産物市場の会員を脱退する
平成19年 3月	大阪支店廃止
平成19年 5月	本社移転 東京都千代田区永田町二丁目 4 番 3 号
平成19年 9月	東京工業品取引所石油市場の清算資格を喪失
平成19年11月	東京工業品取引所ゴム市場の清算資格を喪失
平成20年 1月	(株)コムテックスを取次先とする取次業務を開始
平成20年 1月	商号を「パブリックフューチャーズ株式会社」に変更
平成20年 1月	本社移転 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 6 番 9 号
平成20年 1月	東京工業品取引所貴金属市場の清算資格喪失
平成20年 3月	資本金を1億円に減資

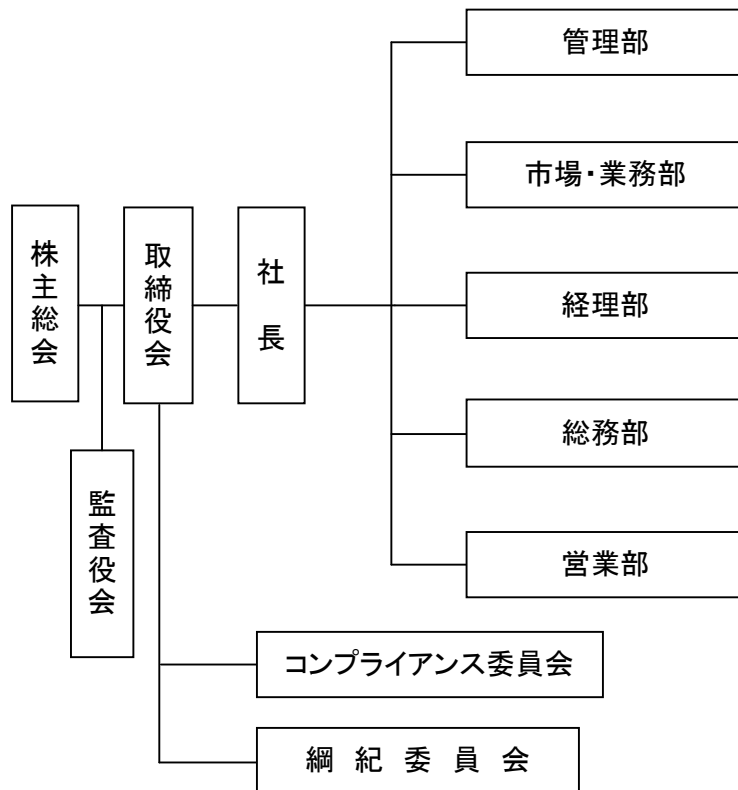
③ 会社の目的

- (a) 統制物を除く穀物、砂糖、乾繭、ゴム、生糸、毛糸、スフ糸、非鉄金属、貴金属の売買並びに売買の媒介及び取次
 - (b) 商品取引所法に基づく、商品取引市場における上場商品、上場商品指数の先物取引並びに先物取引及びオプション取引の受託業務
 - (c) 不動産の売買及び有価証券の所有並びに投資
 - (d) 宝石、時計の輸入、並びに売買
 - (e) 外国為替及び外国貿易法における外国為替取引等に係る通貨及び金融商品の売買並びに売買取引の受託、取次業務
 - (f) 外国の商品取引所の商品市場における上場商品の取引の受託、委託の媒介、取次若しくは代理業務
 - (g) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資信託に関する調査、研究、並びに商品投資販売業、商品投資顧問業
 - (h) 情報処理、情報提供サービス並びに出版業務
 - (i) 前各号に付帯する一切の業務
- (注) 上記のうち下線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次の通りです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

(イ) 商品市場における取引の受託の取次業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、株式会社コムテックスを取次先として商品市場における取引の取次業務を行っております。

(許可番号：農林水産省「指令17総合 第34号」、経済産業省「商 第3号」)

取引所名	市場名	貴金属	石油	ゴム	農産物	砂糖	上場商品名
東京工業品取引所		○	○	○			金、銀、白金、パラジウム、ガolin、灯油、原油、ゴム
東京穀物商品取引所					○	○	一般大豆、Non-GMO大豆、とうもろこし小豆、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、粗糖、生糸

(ロ) 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記(イ)に掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

当該事項はありません。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所 在	電 話 番 号
本 社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目6番9号	03-3665-3461

注記 当社は、平成20年1月15日移転いたしました。

(旧住所 東京都千代田区永田町二丁目4番3号)

⑥ 財務の概要

決算年月 平成20年3月期

(a) 資本金	100,000千円
(b) 純資産額 *1	131,888千円
(c) 総資産額	309,013千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	5,069千円 (16,415千円)
(e) 経常損失	293,791千円
(f) 当期純損失	498,726千円

*1 純資産額は、商品取引所法第214条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

また、同法第193条第2項に基づく施行規則第81条の規定により当社が商品取引員として求められている最低の純資産額は1億円となっております。

⑦ 発行株式総数

発行済株式の総数 30,500,000株 (平成20年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名 (上位10名)

氏名又は名称	所有株式数	持株割合
杉本 日出男	30,107,400	98.52%
今村 順樹	130,000	0.43%
平林 伸五	60,000	0.20%
奥野 輝久	60,000	0.20%
従業員持株会	27,000	0.09%
川原 孝	26,900	0.09%
七里 芳輝	19,900	0.07%
岡田 耕平	17,000	0.06%
神田 光俊	8,900	0.03%
村井 誠	8,200	0.03%
その他16名	34,700	0.11%
計 26 名	30,500,000	

⑨ 役員 の 状 況 (平 成 20 年 3 月 末 現 在)

役員及び職名	氏 名 生年月日
代表取締役	杉本 日出男 昭和25年10月18日 「所有株式」 30,107,400株
取締役	高沼 清 昭和19年12月21日 「所有株式」 0株
取締役	酒井 裕之 昭和33年6月19日 「所有株式」 2,000株
監査役	田中 嘉明 昭和30年9月5日 「所有株式」 0株
社外監査役	田村 昭雄 昭和21年8月30日 「所有株式」 0株

役員及び職名	氏名 生年月日
社外監査役	井上 松男 昭和12年4月10日 「所有株式」 0株
計	6名

* 現監査役 田村昭雄、井上松男は、会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

* 現監査役 田村昭雄、井上松男は、会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	22人	19人	3人	16人	6人
平均年齢	34.7才	35.8才	27.6才	32.5才	40.5才
平均勤続年数	0.8年	0.9年	0.4年	0.2年	2.4年
外務員数	7人	6人	1人	3人	4人

2. 営業の概況

① 営業方針

当社は、商品先物市場の発展にむけて、「競争力強化」と「委託者保護」という二つの理念の下に、社員一人一人が高い倫理観を持ちコンプライアンスの徹底を図り、受託業務管理規則、関係諸規定及び社内管理規則などのルールを遵守した営業活動を展開しています。また当社は商品先物業界の急激な経営環境の変化に対応するために、大きな改革に取り組んでおり、平成20年1月より清算会員から取次会員としてスタートいたしました。また優秀な人材の獲得と教育、お客様のニーズに的確に対応できる体制づくり、専門的知識の習得に取り組んでいます。それと同時に当社への貢献と仕事への熱い取り組みこそが成功への重要な要素であると考えています。

② 当社及び当業界を取巻く環境

商品先物取引業界を取巻く環境は「改正商取法」施行後の行為規制（勧誘活動を抑制、再勧誘の禁止）の強化、純資産規制比率の導入等の影響で商品先物取引業界全体が、営業活動、及び管理体制の見直し、改善を余儀なくされています。また平成19年9月に施行された「金融商品取引法」とともに、商品取引所法においても、①広告等に規制の整備、②不当な勧誘の禁止の拡充、③損失補てん等の禁止の整備、④適合性原則の拡充、⑤説明義務の拡充、⑥民事効の拡充、⑦取引証拠金等の受領に係る書面の交付の整備、⑧金融商品販売法の準用による勧誘方針の開示の義務付け等を内容とする改正が行われました。当業界の動向をみると売買高の低迷等厳しい環境が続き、商品取引受託業務の廃止等により、会員数が70社に減少し、会員の支店についても統廃合が進められ、登録外務員数も期末現在約7000人に減少しています。また新たな事業展開を目指して会社組織の再編の動きが多く見られました。

当社もこの商品先物市場の急激な経営環境の変化に対応するために、2008年1月より清算会員から取次会員に業態を変更いたしました。今後、「競争力強化」と「委託者保護」の各課題に取り組んでまいります。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

当社は、思いきった経費削減、リストラを断行し企業のスリム化を目指しましたが、その反面収益が伸びず、委託手数料収入は、総額15,578千円となりました。この内、農産物市場が97%減の4,149千円、貴金属、石油市場、ゴム市場が96%減の11,422千円と厳しい結果となりました。

(2) 売買損益部門

ディーリングの成果は、農産物市場で98,039千円、総額で135,676千円と厳しい結果で終わりました。

事業年度における受取手数料及び売買損益は下記の通りであります。

(a) 受取手数料 (単位：千円)

商品市場名	第54期	
	自 平成19年4月 1日	至 平成20年3月31日
商品先物取引		
貴金属市場		7,359
石油市場		3,764
ゴム市場		299
農産物市場		4,149
砂糖市場		5
合 計		15,578

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益 (単位：千円)

商品市場名	第54期	
	自 平成19年4月 1日	至 平成20年3月31日
商品先物取引		
貴金属市場		△ 98,039
石油市場		△ 15,436
ゴム市場		△ 9,479
農産物市場		△ 12,443
砂糖市場		△ 278
合 計		△ 135,676

- (注) 1. オプション取引に係る売買損益はありませんでした。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売 買 高 (単位：枚)

商品市場名	第54期		
	自 平成19年4月 1日		
	至 平成20年3月31日		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
貴金属市場	7,156	1,852	9,008
石油市場	16	1,111	1,127
ゴム市場	1,084	170	1,254
農産物市場	12	1,705	1,717
砂糖市場	0	4	4
合 計	8,268	4,842	13,110

- (注) オプション取引に係る売買高はありませんでした。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

昨年、フィリップフューチャーズからパブリックフューチャーズに資本が移り、人材、経営方針ともに大幅な変更を行いました。

「競争力強化」と「委託者保護」という理念の下、コンプライアンスを徹底して、営業活動を展開して参ります。

⑤ 受託業務管理規則

受 託 業 務 管 理 規 則

(目的)

第1条 この規則は、委託者の保護育成と自己責任の徹底を図るため、勧誘並びに受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(規則の制定及び改正)

第2条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

(責任の所在について)

第3条 当社における委託者に係る管理及び登録外務員の受託等業務に係る管理責任については、代表取締役社長を始めとする経営陣が負うものとする。

(管理部の設置)

第4条 委託者保護の徹底を図るための部署として、管理部が主体となり、取り組むとする。

- 2 受託業務に係る管理及び前項に定める管理部門の調整を行うため、総括管理責任者 1名、統括管理責任者 1名を配置することとする。
- 3 総括管理責任者は管理部門の役員以上とし、統括管理責任者は管理部の課長職以上とする。
- 4 総括責任者は、取締役会において管理業務の状況を定期的に報告するものとする。

(管理部門の職務)

第5条 管理部門の職務は、次のとおりとする。

- (1) 顧客に対する契約前における訪問又は電話連絡による聞き取り調査の実施
- (2) 調査内容の確認としての顧客の属性情報、理解度、取引意思及び投下資金可能額等の調査
- (3) 取引開始後、2ヶ月以内を目途として実施するアンケート調査、質問、要望並びに要請への適切な対応
- (4) 取引開始後における訪問又は電話連絡による第11条に掲げる説明義務の履行状況の確認
- (5) 委託者の資金力、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- (6) 登録外務員の委託者に対する連絡、サービス状況等の掌握及び営業部門に対する指導
- (7) 委託者の取引内容に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な処置、登録外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに違反行為者に対する制裁措置
- (8) 商品先物取引に参加するために必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (9) 顧客より徴収した関係書類及び顧客カード等の整備・保管
- (10) 登録外務員の委託者に対する連絡状況の確認として管理者日誌及び外務員日誌にて確認し、指導を行う
- (11) 第14条第3項から第5項に掲げる例外規定が認められた場合における委託者の取引状況の把握
- (12) 第16条に掲げる習熟期間中における委託者の取引状況の把握
- (13) その他委託者の保護育成に必要なと認められる措置

(勧誘並びに受託業務における禁止行為)

第6条 商品先物取引の勧誘並びに受託にあたっては本規則に従うとともに、商品取引所法令並びに関係諸規則に定める禁止行為を行ってはならない。

- 2 前項に違反及び当社の信用を失墜させる行為を行った者に対しては、綱紀委員会で審議し、処分を行うものとする。

(迷惑勧誘行為の禁止)

第7条 商品先物取引の勧誘にあたっては、以下に定める行為を禁止する。

- (1) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘行為
- (2) 迷惑な時間帯における勧誘行為
- (3) 顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘行為
- (4) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘行為

- 2 前項第2号に定める迷惑な時間帯は、原則として午後9時から午前8時迄とする。但し、顧客からの具体的な指示又は承諾に基づく場合にはこの限りでない。

(勧誘の際の告知及び意思の確認)

- 第8条 登録外務員は、電話、訪問等による勧誘に先立って、商品先物取引の勧誘であること、会社名、所在地及び外務員名を明確に告知しなければならない。
- 2 登録外務員は、前項の告知を行った上で、顧客に対し、勧誘を受ける意思の有無を確認しなければならない。
 - 3 登録外務員は、顧客に対し、前2項に定める告知及び意思確認を行った旨の記録を作成し保存するものとする。

(勧誘拒否者への再勧誘の禁止)

- 第9条 顧客が委託を行わない旨の意思(勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む)を表示した場合にあっては、当該顧客に対して継続して勧誘を行い又、改めて勧誘を行ってならない。
- 2 前項に該当する顧客に係る情報は、管理部において集約し、再勧誘を防止するものとする。尚、勧誘拒否を申し出た顧客についても同様とする。

(顧客カードの作成)

- 第10条 登録外務員は、初回勧誘の後、第12条第1項第1号ないし第3号及び第5号に定める事項を記載した顧客カードを作成し、これを統括管理責任者に提出する。
- 2 統括管理責任者は、顧客カードの記載に基づき勧誘継続の可否を審査し、その結果、不適格と判断された者については、以後の勧誘を禁止する。
 - 3 顧客より第12条第1項に定める口座設定申込書を徴収した後、同条第1項第4号に定める事項を顧客カードに記載するとともに、既に記載された事項等について口座設定申込書の内容と照合・確認し、顧客カードを完成させる。

(勧誘の際の説明義務)

- 第11条 担当外務員は、委託の勧誘を受ける旨の意思が確認できた顧客に対し、受託契約準則及び「商品先物取引・委託のガイド」等の関係書面を交付するとともに、それらを用いて以下の事項を説明するものとし、まず初めに第1号及び第2号に定める事項を説明し、顧客の理解を書面により確認した後、第3号ないし第6号に定める事項を説明、顧客の理解を同様の方法により確認するものとする。
- (1) 商品先物取引は、取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイターンの取引であること
 - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損する恐れがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生する恐れがあること
 - (3) 取引証拠金等に関する事項
 - (4) 委託手数料に関する事項
 - (5) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨
 - (6) その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項
- 2 商品先物取引の経験を有しない顧客より、説明不要の意思が表示された場合であっても、前項に定める説明を行わなければならない。

(顧客の属性情報の把握)

- 第12条 登録外務員は、前条に規定する説明を受け、理解したことの確認及び適合性原則の主旨を説明した上で、契約に先立って、顧客より、顧客の属性情報の把握及び取引の主体性の確認のため、以下の事項を記載した委託者の自筆による口座設定申込書を徴収するものとする。
- (1) 氏名、住所、生年月日(年齢)、性別
 - (2) 職業(職種及び役職)、勤務先及び連絡先
 - (3) 収入及び資産の状況
 - (4) 投下資金可能額
 - (5) 商品先物取引及び証券等取引の経験の有無、その程度等
 - (6) 受託契約を締結する目的
 - (7) 受託契約準則及び商品先物取引・委託のガイドの交付、説明の有無
 - (8) 前項に定める書面の交付・説明を受けた日時、場所及び説明者名

- (9) 危険開示の告知の有無
- (10) 取引の仕組み等及び自己責任原則の理解
- (11) その他必要と認められる事項

- 2 前項第4号に定める投下資金可能額の申告にあたっては、投下資金可能額は、顧客が取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で、取引証拠金等として差入れ可能な資金総額とし、既に商品取引によって損失が発生している場合には、顧客が当初届け出た投下資金可能額から当該損失等を控除した額を当該顧客の投下資金可能額とする旨を、事前に解かりやすく説明し、理解させるものとする。
- 3 担当外務員は、顧客カードと第1項の口座設定申込書を管理担当者に速やかに提出するものとする。
- 4 顧客カードの記載内容に変更があった場合には、その都度更新するものとし、変更のあった情報は顧客カードに記載若しくは顧客ファイルに保存する等常に適切な情報管理を行うものとする。
- 5 顧客が法人の場合は、登記簿謄本を徴収するものとする。

(適合性の審査)

- 第13条 当社は、顧客の適合性の審査について、以下に定める社内審査手続きにより行うものとする。
- (1) 登録外務員は、顧客より口座設定申込書等を徴収した後、これを管理部に提出し、管理部は属性情報に係る内容の確認及び書類上の不備の有無について審査を行う。尚、当該審査の結果、顧客に確認を要する事項等がある場合には、管理部員が契約前に訪問又は電話連絡を行い、顧客より聴き取り調査を行う
 - (2) 管理部員は、前号に定める審査及び訪問又は電話連絡の後、審査及び聴き取りによる調査内容に基づき報告書を作成し、これを第4条に定める統括管理責任者に提出する
 - (3) 統括管理責任者は、前号に定める報告書及びその他関係書類を審査し、受託契約締結に係る最終審査を行い、許可・不許可を判断し、総括責任者の承認を受けるとする。
- 2 前項の社内審査手続きが終了する前に約諾書の徴収、取引証拠金等の入金及び売買の受注を行ってはならない。
 - 3 勧誘及び審査の過程で顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、その後の勧誘及び審査を中止するものとする。
 - 4 第1項に定める審査結果の記録として、顧客カードに審査日、審査者、判断の理由及び根拠等を記録するものとする。尚、取引受託に至った場合には、初回建玉日、銘柄、枚数を記録するものとし、統括管理責任者及び総括管理責任者の確認印を受けるものとする。

(商品先物取引不適格者の参入防止及び例外規定)

- 第14条 当社は、次の各号に該当する者に対し、理由の如何にかかわらず商品先物取引の委託の勧誘及び受託を一切行わないこととする。
- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害と認められる者
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 破産者で復権を得ない者
 - (4) 自己資金が無く、他から借り入れにより、商品取引を行うとする者
 - (5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずる恐れのある取引をしたくない者に対する勧誘
- 2 当社は、次の各号に該当する者に対し、原則として商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。但し、次項に定める例外の要件を満たす場合にあってはこの限りではない。
 - (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計を建てている者。(年金等による収入が収入全体の過半を占める場合を言う)
 - (2) 一定の収入(年収 500万円以上)を有しない者
 - (3) 一定の若年者(30歳未満)及び高齢者(75歳以上)
 - (4) 投下資金可能額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行うとする者
 - (5) 公共団体等の公金出納取扱者、第三者資金の取扱者及びそれに準ずる者
- 3 前項第1号ないし第4号に掲げる者について、委託者本人の自筆により、自らが適合性原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、

以下に掲げる例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面によ申告あり、且つ、当該例外要件を満たすことができる場合であって、総括責任者が認めた場合に限り、前項の適用を除外するものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に該当する者について、委託者が申告した投下資金可能額の裏付けとなる資産を有していること
 - (2) 前項第3号に該当する者について、委託者が直近3年以内に延べ90日以上にわたり商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験があると認められること、及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること
 - (3) 前項第4号に該当する者について、顧客が新たに申告した投下資金可能額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること、及び新たな投下資金可能額の裏付けとなる資産を有していること
 - (4) 前項第5号に該当する者に係る取扱いは、次条に定めるところによるものとする
- 4 取引開始後において、委託者が第1項及び第2項に該当することとなった場合には、勧誘の中止及び取引の精算等の措置を講ずるものとする。
 - 5 第3項に定める要件を満たすことに係る審査記録として、顧客カードに審査日、判断の理由及び根拠等を記録するものとする。

(不正資金の流入防止措置)

第15条 通常の取引額を超える、委託者の属性から判断して、過大な取引資金が預託された場合、営業担当役員及び総括責任者が、委託者に資金事情の説明を受けるものとする。

- 2 第14条-第2項5号に該当する者及び民間企業の財務・経理担当者が3000万円以上の取引証拠金を預託した場合は、総括責任者が審査し、信用調査を行うものとする。
- 3 第1項及び第2項によっても資金事情が判然としない場合は、以後の新たな入金及び建玉の追加を受けないものとする。
- 4 不正資金の流入防止のための調査を行ったときは、その内容及び措置等について記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
- 5 不正資金の流入が判明した場合は、追加資金の入金を断るとともに、既存の建玉を速やかに決済するよう当該委託者に要請するものとする。

(商品先物取引未経験者に対する保護育成措置)

第16条 当社は、直近3年以内に延べ3カ月以上の商品先物取引の経験及びそれを証する書面等の提出がない者を取引未経験者として扱うものとする。尚、取引経験の有無等に係る審査は、統括責任者が行うものとし、その内容は顧客カードに記録するものとする。

- 2 取引未経験者については、取引開始後3カ月間を習熟期間と定め、当該期間内において、委託者が口座設定申込書により申告した投下資金可能額の3分の1を超える取引の受託を禁止する。但し、次項に定める要件を満たす場合にあってはこの限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、取引未経験者より前項の限度を超える建玉の要請があった場合には、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認することが出来、且つ、当該委託者から、商品先物取引の経験がない者を保護するために、取引量を制限する措置が設けられていること及び例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自筆による書面での申告があり、総括管理責任者が認めた場合に限り、これを認めるものとする。
- 4 第3項の受託数量の制限においては、定時増・臨時増・追証拠金等の建玉を維持するための入金額を除外するが、この場合であっても委託者が申告した投下資金可能額を超えることはできない。
- 5 第3項に定める要件を満たすことに係る審査記録として、顧客カードに審査日、審査者、判断の理由及び根拠等を記録するものとする。

(取引証拠金等の額等に係る措置)

第17条 当社に於いて取引する委託者に適用される取引本証拠金は、商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

- 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は、総括責任者とし、取引本証拠金の額等について社内及び委託者に周知するものとする。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第18条 委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行うこととする。但し、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合には、総括管理責任者若しくは統括管理責任者が委託者ごとの、その必要性等について個別に審査して判断するものとする。

- 取引証拠金等を現金により受領する場合、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。
- 外務員が委託者から現金で入出金したときは、統括管理責任者が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について電話により確認をするものとする。
- 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応すること。但し、やむを得ず一人の外務員で対応する場合は、総括管理責任者の承認を得るものとする。

(勧誘方針)

第19条 当社は、適正な勧誘及びその確保のために必要な事項を定めた勧誘方針を策定するとともに、店頭及びホームページにおいてこれを公表するものとする。

(広告規定)

第20条 受託業務に関して広告等を行う場合には、日本商品先物取引協会の定める「会員の広告等に関する規則」及び「会員の広告等に関する指針」並びに関係法令を遵守するものとする。

- 広告等の実施にあたっては、これに先立って広告管理責任者による社内審査を実施するものとする。

(日本商品先物取引協会への提出)

第21条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとし、これを変更した時も同様とする。

附則 本規則は、平成12年2月21日より実施する。
改定、平成14年6月28日
改定、平成15年4月30日

附則 本規則は、平成15年6月6日より実施する。
第6条を新設し、第6条以降を繰り下げる。
改定、平成16年10月12日

附則 本規則は、平成17年5月1日より実施する。
改定、平成17年8月22日

附則 本規則の第17条を平成17年12月1日より改定する。

附則 本規則の第4条を平成18年5月1日より改定する。

附則 本規則の第4条、第13条、第14条、第15条、第16条、17条を平成18年10月10日より改定する。

附則 本規則は、平成19年9月30日より実施する。
新設 第18条、第19条、第20条以降を繰り下げる。
第4条、第5条、第9条、第12条及び第14条を改定する。

附則 本規則は、平成19年12月1日より実施する。
第18条を新設し、第19条以降を繰り下げる。
改定、平成19年12月14日

附則 本規則の第4条-2項・3項、第7条-2項、第10条-1項・2項、第13条-2項・3項・4項、第14条-3項、第15条-1項、第16条-1項、第18条-1項・3項を平成20年6月20日より改定する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
11名	4名	5名	10名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
28名	33名	27名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情	紛争	訴訟	苦情	紛争	訴訟
	相互の話し合いによる解決	紛争処理機関での解決		相互の話し合い中	紛争処理機関で処理中	
当該年度に新規に発生した案件の件数	4件	0件	0件	1件	1件	2件
前年度から継続している案件の件数	12件	2件	7件	4件	0件	5件
合計 38件	16件	2件	7件	5件	1件	7件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟

当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ること。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表
(平成20年3月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	8,968	預り証拠金(取引直接・現金)	71,124
預託金	1,000	未払金	98,395
差入保証金	73,324	未払費用	5,873
委託者先物取引差金	22,986	預り金	1,484
繰延税金資産	82,711	流動負債合計	176,878
未収入金	8,816		
その他の流動資産	5,539	特別法上の準備金	
貸倒引当金	△ 1,799	商品取引責任準備金	246,693
流動資産合計	201,546	引当金合計	246,693
		負債合計	177,124
固定資産		(純資産の部)	
有形固定資産		株主資本	
什器備品	980	資本金	100,000
減価償却累計額	136		
有形固定資産合計	843	利益剰余金	
無形固定資産		繰越利益剰余金	31,888
電話加入権	2,781	利益剰余金合計額	31,888
無形固定資産合計	2,781		
		株主資本合計	131,888
投資その他の資産		純資産の部合計	131,888
出資金	10,030		
長期差入保証金	9,040		
長期前払費用	84,770		
投資その他の資産合計	103,841		
		負債資本合計	309,013
固定資産合計	107,466		
資産合計	309,013		

② 損益計算書

損 益 計 算 書

自 平成19年4月1日

至 平成20年3月31日

(単位：千円)

	金	額
営業収益		
受取手数料	16,415	
商品先物決済損益	△ 10,970	
商品先物評価損益	△ 376	
営業収益		5,069
営業費用		
取引所関係費	29,689	
役員報酬	16,950	
従業員給料	61,944	
その他の報酬給料	27,653	
福利厚生費	8,273	
調査費	11,252	
事務用品費	370	
旅費交通費	4,295	
通信費	1,167	
交際接待費	95	
会議費	60	
広告宣伝費	299	
器具備品費	769	
水道光熱費	914	
地代家賃	16,791	
保険料	39	
電算機費	52,645	
租税公課	922	
減価償却費	136	
リース料	19,532	
印刷費	1,628	
電話料	6,180	
その他の経費	4,148	301,921
営業損失		296,852
営業外収益		
受取利息	455	
その他の営業外収益	2,605	3,060
経常損失		1,158,588
特別利益		
貸倒引当金戻入	1,979	
商品取引責任準備金戻入	11,900	13,879
特別損失		
商品取引責任準備金繰入	1,153	
固定資産除却損	13,788	
その他の特別損失	27,864	42,864
税引前当期純損失		322,718
法人税・住民税及び事業税		442
法人税等調整額		175,565
当期純損失		498,726

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成 19年 4月 1日
至 平成 20年 3月 31日

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 余 剰 金		利 益 準 備 金	利 益 余 剰 金	
		資 本 準 備 金	資 本 余 剰 金 合 計		そ の 他 利 益 余 剰 金	
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 余 剰 金
前 期 末 残 高	1,075,000	125,000	125,000	40,000	650,000	-1,259,385
当 期 変 動 額						
減 資 等 に よ る 増 減	-975,000	-125,000	-125,000	-40,000	-650,000	1,790,000
当 期 純 利 益						△ 498,726
当 期 変 動 額 合 計						1,291,273
当 期 末 残 高	100,000	0	0	0	0	31,888

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	利 益 余 剰 金 合 計	株 主 資 本 合 計	
前 期 末 残 高	△ 569,385	630,614	630,614
当 期 変 動 額			
減 資 等 に よ る 増 減	1,100,000		
当 期 純 利 益	△ 498,726	△ 498,726	△ 498,726
当 期 変 動 額 合 計	601,273	△ 498,726	△ 498,726
当 期 末 残 高	31,888	131,888	131,888

④ 個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

〈重要な会計方針〉

1. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法によっております。
- ② 無形固定資産 定額法によっております。

2. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

- ① 貸倒引当金 期末現在に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 商品取引責任準備金 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所依第221条の2項の規定に基づき同法施行規則に定める額を計上しております。

3. 営業収益の計上基準

- ① 受取委託手数料 商品先物取引
商品取引所における約定目、又はこれに準じた一般に公正妥当な会計処理により計上しております。
- ② 商品先物売買損益 1) 商品先物決済取引損益
反対売買により取引を決済したときに計上しております。
2) 商品先物評価損益
時価評価による評価損益を計上しております。

4. リース取引の会計処理

リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5. 消費税の会計処理

税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保等に供している資産の内訳は次のとおりであります。

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,896千円

(2) 預託資産

商品取引所法第210条に規定する保全対象財産を保全するため、委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金に預託している資産は、次のとおりであります。

担保資産の内訳	
現金	1,000千円
	<hr/>
	1,000千円

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

会社が発行する株式の総数は次のとおりであります。

発行済株式の総数 3,050万株

IV. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産(流動)	
繰越欠損金	82,711千円
繰延税金資産(流動)の純額	<u>82,712千円</u>

V. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| 1) 1株当たり純資産額 | 4円 32銭 |
| 2) 1株当たりの当期純利益 | ▲16円 35銭 |

(注) 1. 1株当たり純資産額は期末の発行済株式数で算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式で算定しております。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産規制比率 [純資産額/リスク額×100]	3271%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	131%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	131%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	42%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	42%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	134%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	113%

追加情報

平成20年6月末現在、次のように変更されています。

⑧ 主要株主名 (平成20年6月末現在)

氏名又は名称	所有株式数	持株割合
杉本 日出男	15,354,774	50.34%
林 泰宏	14,752,626	48.37%
今村 順樹	130,000	0.43%
平林 伸五	60,000	0.20%
奥野 輝久	60,000	0.20%
従業員持株会	27,000	0.09%
川原 孝	26,900	0.09%
七里 芳輝	19,900	0.07%
岡田 耕平	17,000	0.06%
神田 光俊	8,900	0.03%
その他17名	34,700	0.11%
計 27 名	30,491,800	

⑨ 役員状況 (平成20年6月末現在)

役員及び職名	氏 名 生 年 月 日
代表取締役	林 泰宏 昭和36年6月16日 「所有株式」 14,752,626株
取締役	杉本 日出男 昭和25年10月18日 「所有株式」 15,354,774株
取締役	野水 裕資 昭和37年7月7日 「所有株式」 0株
社外監査役	田村 昭雄 昭和21年8月30日 「所有株式」 0株

2008年度開示書類の一部訂正について

2008年度開示書類において、9ページ中の『財務の概要』及び、22ページ『損益計算書』について、以下の下線部の通り、訂正致します。

⑥ 財務の概要

決算年月 平成20年3月期

(a) 資本金	100,000千円
(b) 純資産額 *1	<u>132,134千円</u>
(c) 総資産額	309,013千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	5,069千円 (16,415千円)
(e) 経常損失	293,791千円
(f) 当期純損失	498,726千円

*1 純資産額は、商品取引所法第214条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

また、同法第193条第2項に基づく施行規則第81条の規定により当社が商品取引員として求められている最低の純資産額は1億円となっております。

② 損益計算書

損 益 計 算 書

自 平成19年4月 1日

至 平成20年3月31日

(単位：千円)

	金	額
営業収益		
受取手数料	16,415	
商品先物決済損益	△ 10,970	
商品先物評価損益	△ 376	
営業収益		5,069
営業費用		
取引所関係費	29,689	
役員報酬	16,950	
従業員給料	61,944	
その他の報酬給料	27,653	
福利厚生費	8,273	
調査費	11,252	
事務用品費	370	
旅費交通費	4,295	
通信費	1,167	
交際接待費	95	
会議費	60	
広告宣伝費	299	
器具備品費	769	
水道光熱費	914	
地代家賃	16,791	
保険料	39	
電算機費	52,645	
租税公課	922	
減価償却費	136	
リース料	19,532	
印刷費	1,628	
電話料	6,180	
その他の経費	4,148	301,921
営業損失		296,852
営業外収益		
受取利息	455	
その他の営業外収益	2,605	3,060
経常損失		<u>293,791</u>
特別利益		
貸倒引当金戻入	1,979	
商品取引責任準備金戻入	11,900	13,879
特別損失		
商品取引責任準備金繰入	1,153	
固定資産除却損	13,788	
その他の特別損失	27,864	<u>42,806</u>
税引前当期純損失		322,718
法人税・住民税及び事業税		442
法人税等調整額		175,565
当期純損失		498,726